

# 第9期 横浜市分別収集計画

令和元年6月14日

## 1 計画策定の意義

横浜市では、ごみと資源の総排出量を削減し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぎ、子どもたちが将来に「夢」をもつ事のできる社会の実現を目指す、横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）を平成22年度に策定した。

ヨコハマ3R夢プランでは、市民・事業者・行政が更なる協働のもと、リデュースの取組を優先して進め、なお残るごみは適正に分別・リサイクルすることとしているが、燃やすごみの中には分別の対象である資源物がいまだに多く含まれており、分別の更なる徹底が必要である。

横浜市分別収集計画（以下、「本計画」という。）は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物に含まれる容器包装廃棄物を分別収集し、その減量・リサイクルを促進する目的で、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別を図り、再生利用を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費の節減と循環的な利用を促進し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現を目指す。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

|         | 令和2年度   | 3年度     | 4年度     | 5年度     | 6年度     |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 容器包装廃棄物 | 275,652 | 269,818 | 264,274 | 259,727 | 254,043 |

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

### (1) 市民・事業者との連携

- ・インターネット上で誰もが発信できるフェイスブックを通じて、市民・事業者・行政の3Rに関する情報や取組、ごみと資源に関するニュースの情報提供などを行う。
- ・環境事業推進委員と連携し、「リデュース（発生抑制）」を中心とした取組を進め、マイバッグやマイボトル等の利用を促進し、レジ袋や使い捨て容器の削減を推進する。
- ・事業者と使い捨てとなるプラスチックごみの削減キャンペーン等の取組を進めることで、環境に配慮したライフスタイルの定着を目指す。

### (2) 普及啓発の推進

各種広報紙への記事掲載やパンフレットの作成・配布、イベントや住民説明会での啓発活動等、さまざまな機会を捉えて、広く市民にごみに対する意識を高めてもらうよう、積極的に広報啓発を行う。

広報啓発にあたっては、学生や高齢者等の対象者や地域特性に合わせた内容やツールを選択し、効果的な啓発を市民目線に沿ってきめ細やかに実施する。

### (3) 環境学習の推進

将来を担う子どもたちに、身近なごみ問題や環境問題への関心と理解を深めてもらえるよう、焼却工場見学に併せた啓発や収集事務所等による出前教室を実施するとともに、市内の全小学4年生を対象にした3R夢副読本の作成や3R夢ポスターコンクールの実施など環境学習の多様なメニューを用意し、家庭での自主的な3R行動につなげる。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別収集の区分を下表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類                                      | 収集に係る分別の区分  |
|--|-------------|
| 主としてスチール製の容器<br>主としてアルミ製の容器                            | 缶・びん・ペットボトル |
| 主としてガラス製の容器<br>(無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器)        |             |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 古紙（紙パック）    |
| 主として段ボール製の容器   | 古紙（段ボール）    |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの      | 缶・びん・ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                            | プラスチック製容器包装 |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

|  | 令和2年度  |       | 3年度    |       | 4年度    |       | 5年度    |       | 6年度    |       |
|--|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 主としてスチール製の容器   | 3,822  |       | 3,720  |       | 3,619  |       | 3,530  |       | 3,424  |       |
| 主としてアルミ製の容器  | 4,601  |       | 4,598  |       | 4,592  |       | 4,598  |       | 4,578  |       |
| 無色のガラス製容器  | 9,565  |       | 9,438  |       | 9,309  |       | 9,205  |       | 9,050  |       |
|  | 0      | 9,565 | 0      | 9,438 | 0      | 9,309 | 0      | 9,205 | 0      | 9,050 |
| 茶色のガラス製容器  | 5,539  |       | 5,386  |       | 5,236  |       | 5,102  |       | 4,943  |       |
|  | 0      | 5,539 | 0      | 5,386 | 0      | 5,236 | 0      | 5,102 | 0      | 4,943 |
| その他のガラス製容器   | 5,603  |       | 5,591  |       | 5,577  |       | 5,576  |       | 5,544  |       |
|  | 4,987  | 616   | 4,977  | 614   | 4,964  | 613   | 4,963  | 613   | 4,935  | 609   |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）         | 4      |       | 4      |       | 4      |       | 3      |       | 3      |       |
| 主として段ボール製の容器   | 247    |       | 254    |       | 262    |       | 270    |       | 278    |       |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの   | —      |       | —      |       | —      |       | —      |       | —      |       |
|  | —      | —     | —      | —     | —      | —     | —      | —     | —      | —     |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | 11,987 |       | 12,099 |       | 12,209 |       | 12,349 |       | 12,420 |       |
|  | 11,987 | 0     | 12,099 | 0     | 12,209 | 0     | 12,349 | 0     | 12,420 | 0     |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの                                    | 47,390 |       | 47,200 |       | 46,996 |       | 46,908 |       | 46,551 |       |
|  | 46,917 | 473   | 46,729 | 471   | 46,527 | 469   | 46,439 | 469   | 46,086 | 465   |

※ 紙製容器包装については、ミックスペーパー等の「雑誌・その他の紙」という品目に含めて収集しているため、無記入とする。

※ ガラス製容器（無色、茶色、その他）、その他の紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の指定法人への引渡見込量と、独自処理見込量の記載方法は次のとおり。

|         |           |
|---------|-----------|
| （合計）    |           |
| （引渡見込量） | （独自処理見込量） |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- (1) 基準となる年度の容器包装廃棄物の資源化量を、当該年度の人口及び日数で割り、「基準となる資源化量原単位」を算出。
- (2) 容器包装廃棄物の品目に応じて、過年度の実績から、「基準となる原単位伸び率」を算出。
- (3) (1)で算出した原単位に、(2)で算出した率並びに分別収集計画の計画期間における各年度の推計人口及び日数を乗じ、「計画年度の分別基準適合物等の量」を算出。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

| 容器包装廃棄物の種類 |                 | 収集に係る分別の区分  | 収集運搬段階                 | 選別<br>保管<br>段階             | 備考                                    |
|------------|-----------------|-------------|------------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 金属         | スチール製容器         | 缶・びん・ペットボトル | ステーション<br>収集及び拠点<br>回収 | 市                          | 事業者自<br>主回収、資<br>源集団回<br>収も並行<br>して実施 |
|            | アルミ製容器          |             |                        |                            |                                       |
| ガラス        | 無色のガラス製容器       |             |                        |                            |                                       |
|            | 茶色のガラス製容器       |             |                        |                            |                                       |
|            | その他のガラス製容器      |             |                        |                            |                                       |
| 紙類         | 飲料用紙製容器         |             |                        |                            |                                       |
|            | 段ボール            | 古紙（段ボール）    |                        |                            |                                       |
| プラスチック     | ペットボトル          | 缶・びん・ペットボトル | ステーション<br>収集及び拠点<br>回収 | 事業者自<br>主回収も<br>並行して<br>実施 |                                       |
|            | その他のプラスチック製容器包装 | プラスチック製容器包装 |                        |                            |                                       |

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びん・ペットボトルについては、既存の資源選別施設で選別、圧縮・保管を行う。古紙（紙パック、段ボール）については、各ストックヤードに保管する。その他プラスチック製容器包装については、民間の中間処理施設で選別、圧縮・保管を行う。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装の資源化を推進するため、市民・事業者・行政の役割を明確にし、行政はコーディネート役を果たしながら、市民・事業者による自発的・主体的な取組を基本とした発生抑制、再使用、再生利用を進める。

### (1) 市民との協働

ごみの減量による脱温暖化に向けた3R行動、分別排出の啓発活動、街の美化等を推進するため環境事業推進委員を委嘱し、地域や行政と連携して取組を進める。

### (2) 資源集団回収の促進

市民と事業者の自主的な活動である資源集団回収を促進するため、登録団体に対しては回収量に応じて、登録業者に対しては回収量と市況に応じて奨励金を交付する。また、未実施地域が生じないように引き続き地域への働きかけを行う。

### (3) 事業者による自主回収の促進に向けた調査・広報

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」で定めた「再生利用等促進物制度」などに基づき、容器包装の製造・加工・販売を行う事業者の自主回収について調査し、市民に広報する。

### (4) 適正排出の促進

分別収集への協力率、資源物の品質向上を図るため、市民に対し分別収集の周知を図るとともに、未分別ごみの取り残しを行うことなどにより、燃やすごみへの混入の防止や、分別ルールを守らない者に対する罰則を含めた指導を実施する。